

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステムの普及を図るため、第3条の要件を満たす機器を導入した北ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

(交付対象)

第2条 交付対象者は助成対象機器の導入時及び支払い時、並びに申請時に会員であり、会費未納等が無い者とする。

2 交付対象車両は会員が保有し、北海道内の地区トラック協会（以下「地区ト協」という。）に所属する営業用貨物自動車とする。

(助成対象機器)

第3条 助成対象機器は以下のとおりとする。但し、中古品やレンタル品、また国から補助金が交付された機器は対象としない。

(1) 公益社団法人全日本トラック協会によって分類された以下のドライブレコーダー

(i) 簡易型

急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した車両速度情報を活用し、運転指導を行うタイプ

(ii) 標準型

急ブレーキ時等の映像及び車両速度情報を活用し、運転指導を行うタイプ

(iii) 運行管理連携型

急ブレーキ時等の映像及び車両速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うタイプ

(2) (1)のいずれかの分類に準じた機能を保有しているドライブレコーダー

2 前項で定めた機器の付属品（オプション機器、メモリカード、ケーブル類等）は、機器と同時に助成金の請求を行ったものに限り助成対象とする。但し、申請する助成対象機器の動作に必要な最小限度を越える分（予備等）はこれに含まない。

3 第1項及び第2項で定めた機器及び付属品は、令和6年4月1日から令和7年3月21日の間に、導入及び支払い（リース契約の場合は契約締結）が行われたものを助成対象とする。

4 前項の支払い及び契約は、会員事業所によって行われていなければならない。

(助成額)

第4条 助成額は以下のとおりとする。

	助成額	上限額 (単位=円)
簡易型	取得額 ^(※1) の2分の1	10,000
標準型		
運行管理連携型		
上記に準じた型		

※1 助成対象機器本体と付属品の取得額 (取付費用及び消費税を除く)

(助成上限)

第5条 (1) 助成限度は、会員事業者の本社、支店、営業所を通じ下記のとおりとなります。

合計保有車両数	助成上限台数
1両 ~ 9両	保有台数分
9両 ~	10台

(2) 機器を装着する車両が、道内7地区トラック協会に所属する営業所に配置するものに限ります。

(助成金の請求)

第6条 会員は、助成金を請求する場合、以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出しなければならない。

(1) 北ト協で定めた様式

- (i) 様式1 「ドライブレコーダー機器導入実績報告書 (兼助成金交付請求書)」
- (ii) 様式1の2 「ドライブレコーダー機器導入内訳書」
- (iii) 様式2 「誓約書」

(2) 添付書類

- (i) ①助成対象機器・付属品の型式及び取得価格の記載がある納品書又は請求書の写し (対象機器の型式及び取得価格の記載のないものは対象外)
- ②自動車製作者または自動車販売会社等が発行する装着証明書

(ii) 下記の書類のいずれか

① 助成対象機器及び付属品の支払いを行ったことがわかる書類の写し

(領収書・割賦販売契約証)

※ 領収書において、他の支払いが含まれている等、同号の添付書類 (i) の金額と一致していない場合は、以下のいずれかの対応を行う。

- (1) 金額の内訳が確認できる書類の添付
- (2) 余白に「申請機器〇〇台分の支払いを含む。」と記入

② リース契約の場合はリース契約書の写し

※ リース物件が車両全体で、自動車登録番号 (ナンバー) の記載がない場合は、余白に自動車登録番号標 (ナンバープレート) の記載内容を記入する。

2 北ト協は、請求を行った会員に対し必要に応じて、申請内容の確認若しくは別途書類の提出を求めることができる。

(請求期限)

第7条 請求期限は、令和7年3月21日までとする。

2 前項で定める期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了するものとする。

(会員の責務)

第8条 会員は、助成金の交付を受け、装着した機器を有効に活用し、その運行管理を適切に行わなければならない。

(事故映像等の提供)

第9条 助成金の交付を受けた会員は、北ト協の求めがあった場合、原則として、導入した機器で得られたヒヤリハット映像および事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(助成金の交付)

第10条 北ト協は、第6条に基づく助成金の請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

2 前項に係わり、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任は、北ト協はこれを負わない。

(助成金の返還)

第11条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(機器の処分制限)

第12条 会員は、交付対象となった機器の装着日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定める。

(附則) (平成20年5月28日)

第1条 本要綱は平成20年6月1日より施行する。

(附則) (平成21年5月28日)

第1条 本要綱は平成21年6月1日より施行する。

(附則) (平成22年4月1日)

第1条 本要綱は平成22年4月1日より施行する。

(附則) (平成23年5月27日)

第1条 本要綱は平成23年6月1日より施行する。

(附則) (平成24年5月24日)

第1条 本要綱は平成24年6月1日より施行する。

(附則) (平成25年4月24日)

第1条 本要綱は平成25年4月24日より施行する。

(附則) (平成26年4月1日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より施行する。

(附則) (平成27年4月1日)

第1条 本要綱は平成27年4月1日より施行する。

(附則) (平成28年4月1日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より施行する。

(附則) (平成29年6月23日)

第1条 本要綱は平成29年6月26日より施行する。

(附則) (平成30年3月23日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より施行する。

(附則) (2019年3月22日)

第1条 本要綱は2019年4月1日より施行する。

(附則) (令和2年3月24日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日より施行する。

(附則) (令和3年3月23日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より施行する。

(附則) (令和4年3月24日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より施行する。

(附則) (令和5年3月24日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より施行する。

(附則) (令和6年3月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より施行する。